

## 建築基準法により建築主事の確認を受けることを要する区域の指定の一部改正の概要

### 1 改正の趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等が公布され、建築基準法が改正されたことに伴い、関連する建築基準法により建築主事の確認を受けることを要する区域の指定について所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

#### (1) 建築副主事に係る規定の整備

小規模な建築物等に限り建築確認関係事務を行う建築副主事の設置が可能となったことから、関連する規定について所要の改正を行う。

#### (2) その他の改正

法令改正に伴う号ずれについて所要の改正を行う。

### 3 施行期日

令和7年4月1日